

《再開、会議》

◇議長 田中秀夫

本日の出席議員数は、10名であります。
よって、会議の定足数に達しております
ので、これより本日の会議を開きます。

(午前10時01分)

《一般質問、答弁》

◇議長 田中秀夫

日程第1、一般質問を行います。
発言の通告が参っておりますので、順次
発言を許可します。

3番 窪田 博君。

◇3番 窪田 博

はい、議長。

9月議会定例会に一般質問の機会を頂き
ましたので、一括質問方式により2点に
ついて質問いたします。

まずは、先月8月の記録的大雨によって
近隣自治体の小松市、能美市、白山市の中
山間地域を中心に道路や河川そして田畑や
家屋など甚大な被害がございました。被災
された地域におかれましては、生活再建を
含め一日も早い復旧を願っております。

さて1点目ですが手取川七ヶ用水の安全
対策についてであります。今年6月川北町
に隣接する白山市森島町の灌漑用水路に
おいて流された小学生と、助けるため飛び
込んだ母親が死亡するとの痛ましい事故が
ありました。

報道では用水路との間に高さ1mの金網
がありましたが、紙飛行機を取ろうと小学
生は身を乗り出し、バランスを崩して用水
路に転落したとのことでした。

また6月は、流量の多い灌漑期であり、
中村用水の流れも速くその護岸はコンクリ
ート壁となっており最悪の状態でありまし
た。この転落事故を受け、用水を管轄する
手取川七ヶ用水土地改良区では、夏休み前
に管内の白山、野々市、川北の3市町の
小学校に啓蒙用チラシの配布等で注意喚起
をしました。

川北町内には、手取川七ヶ用水の支線
水路であります新砂川用水と中島用水の
2路線、延長約22kmの用水が走って
おります。

今回の事件を受けて、ハード面で県と
手取川七ヶ用水土地改良区が中心となり、
町内の支線水路を再点検したとお聞きし
ておりますが、特に民家近くの用水の金網、
安全柵の設置状況は十分なのか。危険箇所
がなかったのでしょうか。一方、ソフト面
では用水の注意喚起に関し、町内保育所と
小中学校の児童・生徒への対応状況は。

先般、夏休みを利用し七ヶ用水探検ツア
ーが川北町と白山市の施設で行われ『親子
21人が用水の歴史や役割に触れる。』との
新聞報道がございました。このように文書
通知の形式でなく行政と関係団体が協力し、
保育所や小中学校の野外での自然体験学習
の中で注意喚起を促しては如何かと思いま
すが、町当局に伺います。

次に2点目ですが、町道の樹木について
であります。壺ツ屋交差点のJA能美川北
支店付近から下土室の福井鉄工所付近まで
の間、その町道の両側には春から初夏の頃
にピンクのつつじが一斉に咲き、車からの
眺めは最高で、桃色街道として川北町の
名所にもなっております。また町の中央部

を南北に縦断する幹線として、近年、朝夕は誘致企業等に通勤する車で交通量が増え、混雑しております。しかしながら、つつじとは別にその区間の町道と並行して電線に絡みつくように樹木が茂っております。植栽当時は小さく余り目立たない存在でしたが、長年にわたり徐々に背丈が伸び大樹となったことから、その町道に隣接する田の耕作者から「木の枝や葉っぱが田に入り、農耕上大変困っている。」との苦情の声を伺っております。秋の収穫時期には木の枝がコンバインに入り故障の原因となることや、樹木の枝層がもみ殻に混じると伺っております。私も生活道路として普段、何気なく通っておりますが、町境の福井鉄工所を通り過ぎ白山市に入りますと余り大きな樹木はみられません。

改めて、その区間の両側を観察しますと、樹木の枝が電線に覆い被さっている箇所もありました。今後、強風等で樹木の枝が折れたり、樹木の倒伏で電線が切断されるような事態が起きないでしょうか。当該町道に隣接する耕作者の苦情や近隣住民の不安を解消するためにも、町道両側の樹木を計画的に順次、伐採すべきでないかと思いますが、町当局に伺います。以上です。

◇議長 田中秀夫

産業経済課長 中田利明君。

◇産業経済課長 中田利明

はい、議長。

1 点目の手取川七ヶ用水の安全対策についてお答え致します。6月18日の白山市森島町の七ヶ用水で母親と長男が亡くなる

という痛ましい事故を受け、6月27日石川農林総合事務所、手取川七ヶ用土地改良区、流域市町等の担当者による緊急安全点検を行いました。安全点検は白山市、野々市市、川北町の住宅街や通学路、歩行者の多い歩道に沿った用水を点検いたしました。その結果、既存フェンスの破損等の不具合は見つかりませんでした。子どもの目に付くような場所に注意喚起看板をいくつか追加で設置いたしました。

また、子供達への注意喚起につきましては、議員ご指摘のように8月20日に行われました石川平野排水対策促進協議会主催の七ヶ用水探検ツアーや、来月の用水停水時期に行われる七ヶ用水地区管理体制整備推進協議会主催の世界灌漑施設遺産を学ぶヒストリーツアー、さらには小学校で実施する自然体験学習・野外活動の中で注意喚起を促してまいりたいと考えています。

2 点目の町道の樹木については、土木課長が答弁致します。

◇議長 田中秀夫

土木課長 川北征章君。

◇土木課長 川北征章

はい、議長。

2 点目の町道の樹木について、お答え致します。町道ふるさと線は、平成5年度に石川県が整備に着手し、平成15年度川北町へ譲渡された延長約1.7kmの幹線道路であります。ご承知のとおり当町区間の沿道の両側には町の木である樺が81本、サツキが植樹されており、サツキは毎年5月下旬から6月上旬にかけて見頃を迎え、色鮮や

かな街道として親しまれております。議員ご指摘の件につきましては、度々沿道周辺の耕作者の方より、ご意見を頂戴している一方で、川北町は田や畑は多いが木々の緑が少ないので、もっと植樹を行った方が良いのではないかと言うご意見も頂いております。このように様々なご意見がある中、これまでも毎年の樹木の維持管理業務に加え、その都度、密集した箇所や道路へ迫り出した枝を剪定してまいりました。

また、この路線は大型車両の交通量が非常に多く、冬季期間は圧雪による路面凍結が起りやすいことに加え周辺に住宅等の建物が無いことから吹き曝しとなる道路環境であります。このことから風による更なる凍結やホワイトアウト現象等を防ぐための防風、防雪としての役割もあるため、現時点では伐採を行うことは考えておりません。しかし強風の影響で枝が電線等を損傷する等の事故を未然に防止することは、とても重要であると考えております。従いまして樹木の維持管理と致しましては、全ての樹木を一度に剪定することは難しく、これまでと同様に少しずつではありますが枝を間引くなど、適切な維持管理の継続に努めてまいりますことを申し上げ答弁と致します。

◇議長 田中秀夫

1番 山田勝裕君。

◇1番 山田勝裕

はい、議長。

9月議会定例会に一般質問の機会を頂きましたので、私の方からは分割質問方式に

より、2点伺いたいと思っています。

1点目は今年の川北まつりの反省と今後についてお尋ねします。3年ぶりとなった川北まつり開催もあの豪雨により全面開催とはなりませんでした。北陸最大級の北國大花火川北大会が花火打上場所の確保が困難ということで中止になり、大きな影響が生じたことはご存じのとおりです。しかしそれ以外の43mを誇る大かがり火や川倉の火、各区からの虫送り太鼓、川北まつりを彩るかがり火おどり等、観衆も沢山詰めかけており素晴らしい時間が演出できたと思っています。それこそ私は、『町民の町民による町民のためのまつり』が今年開催できたのではないかと思います。

北國大花火ばかりが呼び物の川北まつりからひとつ違ったまつりが演出できたのではないのでしょうか。43mの大かがり火が花火の打上時間の影響を考慮することなく、結構長時間燃える姿がありました。それは本当に勇壮、雄大、堂々たる状況が続き、その火が倒れる様子も本当に迫力満点でした。虫送り太鼓の乱打もまさにそれに呼応するかのよう思えたのも事実です。皆さん気が付いたかどうかはわかりませんが、当日は快晴で、大かがり火の南側の天空に月が幻想的に輝いていて、大かがり火とのシルエットも本当に見事だったというような記憶があります。川北まつりの在り方については、近年マンネリ化しているとの声も聞かないではありません。予算が大きいこともあると思います。今年の川北まつりを振り返れば、新しい川北まつりの在り方のヒントになったように思います。

次は、私の単なる私案ですが、例えば

2日間開催として、まつり1日目に今年のような火と太鼓の祭典を町民中心のまつりとして開催する。2日目には北陸最大級の花火を県内外の方々にも来ていただけるような川北大花火というそんな形態ができないものかと思うわけです。その際、花火大会の特等席を1日目の会場を利用し、実行委員会や商工会等の収入源にするのも1つの案かも知れませんが、町として、今年川北まつりの状況をどのように捉えるかを総括し、次年度に向けてのチャンスと捉えてはいかがかと思いますが、当局の見解を伺いたいと思います。

◇議長 田中秀夫

副町長 田西秀司君。

◇副町長 田西秀司

はい、議長。

お答え致します。コロナの影響を受け、令和2年3年と2年続けて中止となりました川北まつりですが、今年はウィズコロナという訳ではありませんが、重症化し難いオミクロン株であれば感染対策を施した上で、従来通りの実施に支障はないとの実行委員会の判断によりまして、3年ぶりに開催することが6月に決まりました。2年間のブランク、更にはコロナ過ということでまつり全体の時間短縮を図りプログラム編成の見直しを行うなど準備には多少手間取りましたが、8月3日は無事に大かがり火も立ち上がり準備万端整いました。それが翌4日、記録的な大雨で手取川が増水し、鶴来の観測所での水位が氾濫危険水位の3mを超え、警戒レベル4に達したことから、

町では初めてとなる避難指示を出すなど対応に迫られました。幸いにも町内では大きな被害はありませんでしたが、川北まつりと同時に開催する、北國大花火川北大大会の手取川中洲にある打ち上げ場所が、増水で水没し破壊されてしまいました。そして破壊された打上場所は数日水が引かず補修は困難ということで、やむを得ず花火大会を中止するという苦渋の決断をしなければなりませんでした。

昭和61年から継続している川北まつり。令和2年3年にコロナで中止したほかは、天候による延期や中止をしたことが一度もなかった川北まつり。それが今回、記録的な豪雨という最悪の天候によって初めて花火大会が中止となりました。残念ながら花火はできませんでしたが、43mの大かがり火の火柱の炎に照らされる会場には、虫送り太鼓の乱打の音が響き渡り、災厄にも負けない町民の結束力と心意気が感じられる素晴らしい祭りとなりました。

地球温暖化による異常気象は、今後も、より頻繁に発生することが考えられます。議員ご指摘のように今回花火大会の中止を重く受け止め、改めて川北まつりの在り方を検討していくことを申し上げ答弁いたします。

◇1番 山田勝裕

議長、1番。

◇議長 田中秀夫

1番 山田勝裕君。

◇1番 山田勝裕

はい、議長。

ありがとうございました。もうちょっと突っ込んだ答を聞きたかったのですが、これからの検討課題ということで、ぜひ来年の川北まつりにつなげていただければと思います。

2点目は町づくりへの大学連携の経過と今後の活用についてお尋ねしたいと思います。地元の新聞に『川北の魅力、学生が発掘』との表題で6月の新聞にも掲載され、川北町広報にも7月号に川北町の未来について考えましようという見出しで、町民に周知された記事がありました。

これは川北町出身の建築家、南俊允先生。東京理科大学共同研究員の先生ですけども、本町出身です。先生のふるさとへ熱い思い、町の明るい未来を実現すべく東京理科大学の大学生とともに川北のまちづくりに一肌脱いでくれるという、貴重な提言をいただくこととなっている活動であります。

これまで、6月上旬に南先生と東京理科大の学生が本町を訪れ、町職員や町民の方々との意見交換、ワークショップの開催などが行われました。そこではこれまでの川北町の歴史や風土、手取川の恵みや集落の特徴、ニュータウンと町の発展など多岐にわたる調査によって、これらから必ずや川北町の魅力と課題の多くの発見があったものと推察しています。

町づくりにあたっては、町内の意見や情報を収集することはもちろんです。我々議会としても町民の要望や様々な声に耳を傾けているところではありますが、しかしどうしても限定的な情報になりやすく今回のように町外の、しかも高等教育機関の大学からの川北町全体を把握しての多方向

からのまちづくり提言は、きっと貴重なものとなると期待しているところではないでしょうか。しかも本町出身の南先生による身に染みて感じている町の過去、現在、そして未来への思いは、決して無駄にしてはならないと思います。

町広報紙によれば、今後も住民参加型の活動としての町民とのワークショップを予定していると記載してあり、先日11日、今日の新聞にも載っていて皆さん目にされたかと思いますが、2回目のワークショップの記事がありました。私もオブザーバーとして参加しましたがタウンミーティングよりも、ああやってワークショップでボトムアップされた町民の意見を吸い上げる機会というのは本当に貴重な機会だなと実感しましたし、これから繋げていきたいと思ったところです。その提言が楽しみでもあります。今後、この連携事業が決して単年度で終わることなくどのように展開されていくのか。これは南先生や大学の提言を待つだけでなく、町としても積極的にまちづくりの推進のパワーを発揮する良い機会かと思いますが、どのように受け止め活用し、発展させていくおつもりなのか当局の考えをお聞きしたいと思います。

◇議長 田中秀夫

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

お答え致します。今ほど質問にあったとおり、今日の北國新聞でも報道されておりました、本町与九郎島出身の横浜国立大学

の助教で東京理科大学の共同研究員であります、建築家の南俊允さんとの連携した取組みは、同級生を介しての1通の手紙から始まっております。南さんのふるさと川北町に対する熱い思いを伺い、話し合いを進める中で、南さんが東京理科大学の学生とともにまちづくりの取組みや学術的な調査・研究を行うことが本町にとって大変有益であり、普段我々が気付かない、川北町にしかない豊かさを再発見できる場になると考え、積極的にフォローしていくことと致しました。

第1回目の来町は6月10日からの4日間、南さんと学生3名が町職員や町民の皆さんとのワークショップ、そして町内各集落を巡り地域住民の声を聞きながら集落の特性について調査するフィールドワークを実施いたしております。そして、先ほど質問にあったとおり、先日9月11日にも『川北町の未来に残していきたいもの』をテーマにワークショップを開催し、活発な意見交換が行われております。さらに学生による今回の調査・研究成果の発表や、11月3日の文化祭での展示も予定していると伺っております。今後も連携を図りながら、地域住民が中心となったまちづくりの取組みを推進していくことが出来れば、町民と町が協働でまちづくりを進めるうえで大きな力になろうかと考えております。

そして、引き続き連携してまちづくりを進めていくことを計画いたしており、町の将来を担う子供達とのワークショップや、テーマを絞った取組みなど今後の展開に話し合いを重ねながら、進めてまいります。

◇議長 田中秀夫
5番 山村秀俊君。

◇5番 山村秀俊
はい、議長。

9月議会定例会に一般質問の機会を頂きましたので、2点について分割質問方式によりお尋ねします。

1点目は住居表示への切り替えについて、お尋ねします。現在、利用している地区の住所は地番表示になっているため、例えば、木呂場地区は橘・田子島などの表示ですし、また草深地区や下土室地区、グリーンタウン、ひばりタウン、けやきタウン等は土室の表示です。そのため、住所地の説明やお悔やみ等に不便との声をお聞きします。また慣れ親しんだ愛着のある地区名を行政地区名として後世に残していくために、現在利用している地区名を地番表示から住居表示に切替えてはどうかと考えます。住居表示への切替について、町当局の考えをお聞かせ下さい。

◇議長 田中秀夫
町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄
はい、議長。

今ほどの質問ですが、今からもう20数年前になりますけれど、私が課長補佐だったころに、ある地区の区長OBの方からこのようなお話を伺ったことがあります。

私からお答え致します。住居表示を表す方法と致しましては、登記上の土地の地番を住所として表す地番表示と基準に沿って

家屋や事務所等に住所のみに使う番号を付け、その番号をもとに住所を表す住居表示の2つがございます。川北町では全域が地番表示となっており、議員ご指摘のとおり、地区の名称と地番の名称が違う地域がございます。昭和37年に住居表示に関する法律が制定され住居表示制度ができました。メリットといたしましては、地番表示が複雑な場所では、住居表示により家や事業所を探し易くなること等が挙げられます。

しかし住居表示を進めるとなると、区域を設定し対象区域の住民全員の同意や隣接する地区の住民の同意が必要になります。また条例を制定し審議会や説明会の開催、議会での議決、告示など多くの複雑な手続きも必要であります。そして住居表示された住所と登記上の住所ができることで、混乱を招くことも予想されております。

さらに住居表示に変更した場合、町の各種システムの改修が必要になるほか、住民がご自身で運転免許証や自動車検査証、金融機関や保険会社などへ住所地の変更手続きを行って頂く必要があることを考えますと、慎重な判断と地域住民に対する丁寧な説明が必要になると考えております。

以上のような現状から住居表示につきましては現在、町では特に推奨はしておりませんが、今後、地域住民全体での強い要望がございますれば、住居表示制度について詳細な調査を進めてまいりますことを申し上げます。

◇5番 山村秀俊
議長、5番。

◇議長 田中秀夫
5番 山村秀俊君。

◇5番 山村秀俊
はい、議長。

それでは2点目は、産婦歯科健診事業の助成についてお尋ねします。現在、町で実施している妊産婦に対する助成事業の内、妊婦歯科健診の助成はありますが、産婦歯科健診の助成はありません。

他の自治体では、妊娠中や出産後の虫歯や歯周疾患の発生及び進行リスクを抑え、予防するために産婦歯科健診の助成も実施しています。

そこでお尋ねします。妊婦歯科健診の現状と産婦歯科健診の助成について、町当局の考えをお聞かせ下さい。

◇議長 田中秀夫
福祉課長 山本忠浩君。

◇福祉課長 山本忠浩
はい、議長。

お答え致します。はじめに妊婦歯科健診の現状について申し上げますと、平成30年度から検診費用の助成を開始しており、令和3年度までの4年間で65人、受診率は県内でも高く、平均受診率は36.1%になっています。妊婦に対する町の取組みとしては、医療機関等で受診する妊婦一般検診の費用助成のほか、定期的に母親教室を開催し妊娠中の過ごし方や栄養、出産に向けての体づくりについて、また自身の口腔状態を確認し歯と口の健康について助言や情報提供を行っています。

お尋ねの産婦への歯科検診費用の助成については、他県の一部市町で助成を行っているようですが、産後は育児に忙しく受診する時間を作ることが困難であると考えられます。妊娠中は、女性ホルモンの増加により歯周病菌が増殖したり、つわり等で歯磨きが不十分となりやすくなるなど、虫歯や歯周病のリスクが高まります。さらに、妊娠中の歯周病は早産や低体重児の原因となり胎児への影響も大きくなります。産後も出産による体力が低下し、虫歯や歯周病になりやすい状態ではありますが、町としては妊娠中から継続して歯のセルフケアに取り組み、母子ともに健康な生活が送れるよう妊婦歯科検診を中心に、妊娠中からの口腔ケアのさらなる推進をしてまいりますことを申し上げ答弁と致します。

◇議長 田中秀夫
2番 宮崎 稔君。

◇2番 宮崎 稔
はい、議長。

9月議会定例会におきまして、一般質問の機会を頂きましたので、分割質問方式により2点お伺いします。

1点目は役場職員の勤怠管理について、お伺いします。町の働き方改革の取り組みとして、川北町行財政改革大綱には、時間外勤務の縮減が記載されています。又、町の職員の勤務時間、休暇等に関する規則には時間外勤務時間の上限規制が記載されています。

時間外勤務の縮減と上限規制に本気で取り組んでゆくには、勤務時間と時間外

勤務の実態をリアルタイムで把握できるシステムが必要になると思います。働き方改革関連法の中では、勤務時間の実態把握には、管理職も含め労働者の始業終業時刻をタイムカードやパソコンのログオン・ログオフ情報等、客観的方法で確認し勤務時間を適正に記録することが義務化されております。

このような状況下でこれからの勤怠管理は始業終業時刻、休息时间、休日、時間外勤務を客観的に正確に把握し、職員の過重労働の予防ができ正しい時間外勤務手当の支給ができるものでなければいけないと思います。

時間外勤務手当が正しく支給される為には、残業をする職員は事前申請し上司の勤務命令を受ける必要があります。一方、命令のない人は帰宅することを基本ルールとしなければいけません。しかし、公務員の時間外勤務手当未払いが発生する要因として一般的に言われているのは、業務量が非常に多くて残業をせざるを得ない状況で、予算が限られている為に事前申請をせずに残業をする職員がいるからだと言われております。いわゆるサービス残業です。

上司も職員が勤務命令なしで残業していることを知りながら放置したり、休日の住民との会合や自治体イベントへの出勤に勤務命令を出さないことも要因とされています。今の時代、時間外勤務手当未払いは、違法でありあってはならないことです。手当未払いを防ぐには、客観的な時間外勤務時間と勤務命令が出されて仕事をした時間に差異が出ないような勤怠管理が必要だと思います。

私は2020年3月議会の一般質問で同様の勤怠管理を改めることを提言いたしました。その時の町の回答は、パソコンの使用時間を記録することやタイムカードの導入はしない。紙ベースの時間外勤務報告書や出勤時には出勤簿に判子を押す、そういうことで勤務時間の管理をそのまま続けてゆくとのことでした。

ここで改めてお伺いします。現状の勤怠管理で客観的で正確な勤務時間管理ができるのでしょうか。職員の健康を守り、時間外勤務手当の未払い防止ができるのでしょうか。世の中ではデジタル化が進み、働き方の考え方も変わり、残業手当未払いはブラックと言われ厳しく非難される時代です。時代の変化に即して、昔ながらの考え方や紙ベースや判子など、古いやり方は変えてゆく必要があるのではないのでしょうか。

役場職員は町発展の原動力です。川北町や地域住民の為に働くことにやりがいを感じて公務員になられた方々です。きちんと労働時間を管理し、働く人の健康に気をつけ、正しく時間外勤務手当が支給される職場でなければ、相対的に魅力が下がっていきます。優秀な人材も確保できなくなり、行政機能が衰退してゆくのが、最も気掛かりな事です。現在の勤怠管理は、時代の変化に即して改めるべきだと思いますが、町の考えをお伺いします。

◇議長 田中秀夫

副町長 田西秀司君。

◇副町長 田西秀司

はい、議長。

2020年3月議会において、議員ご質問の役場職員の働き方改革について、私から答弁申し上げておりますので、今回の役場職員の勤怠管理についてのご質問にも引き続き、私のほうからお答えさせていただきます。

勤怠管理とは、事業主が職員の出勤や退勤をはじめとする就業状況を把握して、適切な管理を行うということでございますが、議員ご指摘のように2019年4月の働き方改革関連法の施行に伴い、事業主は職員の労働時間の状況を客観的な方法、その他適切な方法を用いて把握しなければならないとされました。2020年3月議会の私からの答弁では、窓口での接客業務が主である役場の仕事環境においては、出退勤時間にある程度の柔軟性を持たせるなどの配慮があっても良いのではないかと、そういう意味においては出勤簿への押印という形を続けたいとお答えいたしました。

しかしながらその後の国を挙げてのデジタル化の推進、またデジタル時代を見据えた押印の見直し・廃止も積極的に進められてまいりました。このような状況の下、石川県庁においても今年度からパソコンのログオン・ログオフ時間の記録と庶務管理システムを併用した勤怠管理を開始したということです。

そこで、川北町といたしましても、今後、デジタル化やペーパーレス化を念頭に勤怠管理の見直しを図ってまいりたいことを申し上げ答弁いたします。

◇2番 宮崎 稔

議長、2番。

◇議長 田中秀夫

2番 宮崎 稔君。

◇2番 宮崎 稔

答弁ありがとうございました。只今の答弁に対して、些か納得がいかないところがあり、再質問させていただきます。

今、勤怠管理についてデジタル化を進めて見直すということでありましたけれど、これについては、いつまでに勤退出の見直しを行っていくのか。私は、2年・3年先では遅いと思います。今の職員の働き方の改革を確実に進めるためにも、1年位を目途に進めることが必要ではないかと思えます。もう1点は、時間外勤務手当についてですが、これについては勤怠管理システムをいれるということですが、ぜひ実態調査を行っていただきたい。私の質問の中で時間外勤務手当の未払いはあってはならないと申しましたが、それは町も同じように考えていることであると思えます。それから、時間外手当未払いとなる要因についての一般論として申し上げますと、繰返しになりますがサービス残業をした職員に時間外勤務手当が支給されないのは、手当未払いにあたります。

サービス残業に対して課長職が、職員が勝手に残業している、そして時間外手当が支給されるような処置しないのも手当未払いになります。川北町のような、町のイベントに休日出勤して時間外手当が支給されないのは、手当未払いにあたります。このようなことについて、町はどのように考え

ているのでしょうか。そのとおりと考えているのかあるいはそうでないのか。それに対して役場の実態はどうか、手当未払いが発生しているのかどうか、課長職が手当未払いが発生しないような管理をしているのかどうか、実態を確認して頂き問題があれば至急、是正措置をして頂きたい。以上です。

◇議長 田中秀夫

副町長 田西秀司君。

◇副町長 田西秀司

はい、議長。

お答えいたします。出退勤管理する勤怠管理システムは割と早く実施していきたいと思っています。それから今ほどいわれるサービス残業を調べたのかという質問ですが、2020年3月議会の答弁でもお話ししましたけれど、私は5月、10月、2月と年3回にわたって職員と面談をしております。そのときに、前回お話ししたときには、そのようなことを含めて状況を聞きながら、いわゆるサービス残業はなかったとお答えしました。今改めて、議員より質問というかご提案いただきましたので再度確認してまいります。以上です。

◇2番 宮崎 稔

議長、2番。

◇議長 田中秀夫

2番 宮崎 稔君。

◇2番 宮崎 稔

ありがとうございます。よくご検討いた

だきたいと思います。2点目の質問に移ります。

2点目は、相続登記義務化に対する町の取組みについてお伺いします。全国的に所有者不明の土地が増加し問題となっています。その主な要因には相続登記がされていないことがあげられており、その土地は処分も活用もできない土地になっております。このような相続登記未了の土地は川北町にも一定数あると推定され、特に川北町の場合、大正時代の役場火災により戸籍が焼失しており、明治時代の名義人になっている場合は、その後の相続人との戸籍上の関係を証明するものがなく、相続手続きが放置されているものがあります。

相続登記未了の土地は今後の空家や空地の処分や活用、宅地造成、スムーズな地籍調査の実施などいろんな意味で町の発展の阻害になると思います。町ではこのような相続登記未了の土地の実態をどこまで把握されているでしょうか。

相続登記未了の土地解消の為に、国は2021年4月に不動産登記法等の改正を行い、相続を知った時から3年以内の相続登記を義務化し、怠れば10万円以下の過料を科すとなりました。この法律改正を機会に長年の相続登記未了の土地が解消されることに期待をしたいわけですが、全ての該当者の方がすぐに行動を起こすわけでもありませんし、数世代に及ぶ相続人の権利関係を整理するにも時間と労力がかかります。相続登記推進の為に、町行政からの働きかけや支援が必要になるのではと思います。この法律改正施行日は2024年4月1日ですが、早めの行動を起こしてもらうために、

まず周知することが必要だと思います。

その方法として、ひとつは今、税務課のカウンターには相続登記を放置しないようにとの法務局からのお知らせチラシが置かれています。これに3年以内の期限付きとなり、遅れれば過料が科されることを追記し町民に配布したり、死亡届時にもこのチラシで3年以内義務化を説明するなどが必要ではないでしょうか。ふたつめ、個別の相続登記未了物件に対しては固定資産税の納税通知書に3年以内の相続登記の義務化を知らせる案内文を同封し、早めの行動を起こしてもらえるよう促すことが必要ではないか。その上で専門的な相談窓口を設置し、個別に進行状況を確認支援していけるような体制づくりが必要ではないかと思います。

以上、相続登記義務化に対する町の取組みについて、お伺いします。

◇議長 田中秀夫

税務課長 村田真寿美君。

◇税務課長 村田真寿美

はい、議長。

お答えいたします。相続登記義務化に対する町の取組みについてのご質問でございますが、土地の相続登記がなされず時間の経過とともに、所有者の所在が不明となり、管理されずに放置されている所有者不明の土地が全国的に増加している問題に、法務省が令和6年4月1日より相続登記を義務化とし、3年以内に相続しなければ過料による罰則が課せられること等につきましては、町も承知しております。

役場窓口には、以前より法務局からのチラシを設置しており、死亡届が出された際にも、遺族の方に相続登記の周知をはじめ相続人代表者指定届等もお渡しし、手続きに漏れが無いようにご案内をしております。

令和4年4月1日時点において、川北町内には21,639筆の土地がございます。このうち固定資産税が課されている9,411筆の土地につきましては、相続登記が完了しているか未了かは別とし、納税義務者は全て判明しており、いわゆる所有者不明土地はないものと思っております。

また、国や県並びに町が所有する非課税の土地以外につきましては、令和5年秋頃までにその所有者に対し明細書を通知し、その確認と把握をして頂けるようご案内したいと考えております。

その中で、役場火災による戸籍焼失に関わるものにつきましては個別事案として、法務局と連携し、全国的にも類似する事案と足並みを揃えながら対応していくこととなっております。

その他専門的な相談につきましては、月に一度町が行っております弁護士による法律相談や、今年6月より金沢地方法務局に開設された相続・遺言相談センターをご利用いただきたいと思います。いずれに致しましても土地・家屋などの固定資産は大切な財産でございます。相続登記の有無に限らず町民の皆さんが不利益を被ることの無いよう、今後もその対応と周知に努めて参りますことを申し上げ答弁と致します。

◇議長 田中秀夫

4番 井波秀俊君。

◇4番 井波秀俊

はい、議長。

まず初めに私から、先の豪雨災害におきまして近隣の地域であります能美市、小松市、白山市の被害にあわれた方々及び自治体の皆様にお見舞い申し上げます。また、この豪雨被害の復興に向けて、我が川北町からも多くの町民の方々、企業、各団体の方々がご尽力いただきましたこと、心より敬意を表したいと思っております。本当にありがとうございました。

それでは、9月議会定例会におきまして、一般質問の機会をいただきましたので、私からは8月4日集中豪雨の被害状況について、リアルタイムの情報発信について、以上2点を分括質問方式により質問させていただきます。

先ずは、8月4日集中豪雨の被害状況についてお尋ねいたします。本年8月4日の集中豪雨では、近隣地域では河川の氾濫による住宅地、道路、農地等への浸水冠水により大きな被害が発生しました。我が町でも手取川の氾濫の危険性が高まり、避難指示が発令されました。当日は私も近隣集落内や農地、用水を見回り、一部道路の冠水、用水路の様子などを議員間や集落の区長とも情報共有し確認しましたが、幸い大きな被害は見受けられませんでした。近隣の地域では多大な被害状況が報告されていますが、今回の集中豪雨による川北町における被害状況や農業、商業をはじめとする産業の損害はなかったのでしょうか。

また、町ではいち早く避難所を設置し、避難指示が出る前には各防災士や各種団体の協力のもと、避難所の準備も完了し素早

い対応をしていただきました。しかし、何分初めての経験であります。数年前より、各種防災訓練や防災対策をしてまいりましたが、実際に避難指示が初めて出され、初めての避難所運営でいろいろな課題や反省点もあったと思います。現場でも、役場職員が避難所運営をしながら、気づいた点を話し合い、ノートに記している姿もありました。まだまだ反省、検討の途中でしょうが現時点での反省点や今後の課題等、先の被害状況も含めて町当局のお考えをお伺いいたします。

◇議長 田中秀夫

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

お答え致します。まずは今回の記録的な大雨で被災された皆様方に、改めて心からお見舞い申し上げます。川北町では指定避難所の開設や、避難行動要支援者の確認、消防団等によります警戒巡視などの災害対応で、多くの町民の皆様のご協力を頂き感謝を致しております。

本町においては、大きな被害ではありませんでしたが道路や水路、農地への一時的な冠水や落雷による被害の報告がございました。事業者につきましては、町商工会から町外の事業所や現場を含む 12 社からの被害報告を受けております。農業関係では、露地野菜の収穫に影響がございました。また落雷により、公共施設 12 箇所では火災報知器やテレビの故障などがあったほか、地区でも住宅や公民館、防犯灯などで被害

がございました。そして今回の災害対応に携わった町職員や教職員、各地区の区長や防災士の皆様方から多くのご意見を伺っております。

現在、頂いたご意見をまとめており限られた職員の中で、非常に数多くの対応すべき事柄がある中で指定避難所内での情報提供や運営方法、町と地区との情報連携の在り方など課題があったと考えております。

このため、この 9 月補正予算で指定避難所機能向上対策事業として 5,000 千円の補正予算を計上し、今回の反省点を踏まえ、避難所機能の向上に必要な備品整備等を図る等対策の強化に努めて参ります。そして今ほどお話があった通り、日頃からの避難訓練の大切さを改めて感じております。そして 9 月 25 日に川北町で開催されます石川県防災総合訓練では、今回の大雨の教訓を反映した形で、避難所設営などの各訓練で関係団体と連携して、取り組んでまいりますことを申し上げ答弁と致します。

◇4 番 井波秀俊

はい、議長。

◇議長 田中秀夫

4 番 井波秀俊君。

◇4 番 井波秀俊雄

ありがとうございます。続きまして、2 番目の質問に移りたいと思います。次は、個々へのリアルタイムな情報発信について質問させていただきます。

災害時ではいろんな情報が早急に、確実に全町民に伝わらなくてはならないと、今回の災害で痛切に感じました。現在我が

町では防災無線をはじめ、ケーブルテレビ、町ホームページ、Facebookなどを駆使して情報伝達に努めていただいております。また、保育所の保護者や小中学生の保護者には、メールにて案内や情報伝達を実施しております。しかしながら、その他の児童生徒の居ない家庭や町民にはメールでの個々へのリアルタイムな情報伝達がない状態であります。先の豪雨災害時には、家にいたり町内にいる方には防災無線をはじめ消防団、広報車等なんらかのツールで避難指示や避難所についての情報は入りましたが、町外に勤めていたり、通学・外出されている多くの方々には伝わっていません。避難した方の中には、私や他の方がFacebookやTwitterなどのSNSやメール、LINE等で発信、案内した情報で町の状況を知り、避難したり自宅に居る家族の安否状況を確認出来た方が多数いたと聞いております。現在、火災に関しては白山市のホームページより登録して白山野々市広域消防が発信する情報を、メールにて受け取ることが出来、火災発生時間や場所、鎮火情報などリアルタイムな情報を得ることが出来ます。このように我が町でもメールやLINE等で個々にリアルタイムな情報を発信することが出来ないのでしょうか。メールやLINEを活用すれば災害時にどこへ避難すればよいか。今、何すればよいか。など、細かい案内や情報を個々に確実に伝えることが出来ます。もちろん災害時以外にも行事の案内や開催の有無、急な変更も瞬時に伝えることが可能です。

例えば今、小・中学校や保育所が活用し

ているメール伝達のシステムを1本化すれば、子供の居ない町民にも情報の共有化を図ることも可能となります。メール、LINE等を活用した個々へのリアルタイムな情報伝達について、町当局のお考えをお伺いいたします。

◇議長 田中秀夫

総務課長 大山恭功君。

◇総務課長 大山恭功

はい、議長。

お答え致します。今回の記録的な大雨による避難指示の発令の伝達手段としては、防災行政無線をはじめ、マスコミ報道やホームページ、消防団・広報車の巡回、電話連絡など様々な媒体を活用して周知に努めました。より多方面からの情報発信手段についても、課題となっております。

お尋ねのリアルタイムな情報伝達については、メールにより防災情報や火災情報、行政情報などを配信する自治体メール配信システムの整備に係る予算を本年度に計上しています。現在はシステムの構築中であり、10月より運用を開始する予定です。これにより火災や災害等の緊急的な情報をはじめ、町の情報や行事等をメール登録者に素早く周知することができ、町民の安全・安心そして快適で充実した生活により一層、資することができると考えております。今後一人でも多くの方にメール登録をして頂けるよう広報やチラシ、SNS、各種会合等を通して呼びかけてまいりたいと考えています。

そして、その他の情報発信手段について

も今後検討してまいりたいと考えています。

議員各位におかれましては、メール登録の周知にご協力を頂きますようお願いを申しあげ、答弁と致します。

◇議長 田中秀夫

これで、一般質問を終わります。

《委員長報告》

◇議長 田中秀夫

日程第 2、認定第 1 号から認定第 8 号及び議案第 29 号から議案第 33 号までを一括議題とします。

これから各常任委員長及び予算決算特別委員長より、先に付託いたしました案件の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

◇議長 田中秀夫

総務産業常任委員長、西田時雄君。

◇総務産業常任委員長 西田時雄

はい、議長。

総務産業常任委員会に付託されました案件について、その審査の経過と結果の報告を致します。議案第 29 号令和 4 年度川北町一般会計補正予算のうち、その所管に属する関係部分。この中で、消防費指定避難所機能向上対策事業などの審議の際には、8 月 4 日の大雨に伴う指定避難所開設とその運営に際して様々な課題があったことを受け補正計上された対策、避難所備品や避難者への情報伝達機器などの説明を受け審議がなされました。続きまして、議案第 30 号令和 4 年度川北町簡易水道事業等特別会計補正予算、議案第 32 号川北町

議会議員選挙及び川北町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について以上の案件について、休会中、慎重審査の結果、全員賛成の意見にまとまりましたので、ここにご報告いたします。以上です。

◇議長 田中秀夫

教育民生常任委員長、井波秀俊君。

◇教育民生常任委員長 井波秀俊

はい、議長。

教育民生常任委員会に付託されました案件について、その審査結果の報告を致します。

議案第 29 号令和 4 年度川北町一般会計補正予算のうちその所管に属する関係部分。この中で保育所費のわくわくチャレンジ事業についての内容や現状の確認、今後の事業拡大について、保育所 ICT 推進事業の状況について、教育費の学校給食費物価高騰対策補助金の今後の方針について、体育施設費の緑の広場改修工事の内容についてなど、多くの質問があり各担当課長より説明がなされました。議案第 31 号令和 4 年度川北町介護保険事業特別会計補正予算、議案第 33 号川北町健康づくり推進条例について。この中で町民からの意見内容や条例内容について、今後の活用について等多くの質問があり、担当課長より説明がなされ、わかりやすい周知を求めました。以上の案件について、休会中、慎重審査の結果、全員賛成の意見にまとまりましたので、ここにご報告いたします。

◇議長

田中秀夫

予算決算特別委員長 坂井 毅君。

◇予算決算特別委員長 坂井 毅

はい、議長。

予算決算特別委員会の委員長報告をいたします。去る9月8日、9日の2日間にわたり予算決算特別委員会に付託されました案件について、その審査の経過と結果の報告を致します。令和3年度一般会計決算は新型コロナウイルス感染症の影響等により、町税収入が前年より120,000千円余り減少しております。また特別会計では全て黒字決算となっております。今後、未だ収束しないコロナ禍等による税収減や超高齢化社会の進行により、社会保障関連費用の更なる増加が見込まれることから、行財政改革を着実に進めるとともにポストコロナを見据えた施策への転換などが求められているところであります。

それでは審査において、各委員より来年度に向けたご指摘を頂きましたので、報告します。まず、歳入の主なものについては、1つ町税について、その増収策として企業誘致を進めて欲しい。2つめとして、不納欠損額について滞納金が減るよう鋭意努力をして欲しい。3つめとして、ふるさと納税について返礼品の品数が少ないとの意見があり、創意工夫により返礼品を増やす努力をとの事であります。また歳出では、1つ町内巡回バスについて、町民の声を聞いてより利用しやすくなるよう改善し来年度予算に反映していただきたい。2つめ生活バス路線について、町民の生活の足と

して改善の余地があるのではないかとのものであります。これらのことから当局におかれては、町民のニーズに応えるべくサービスの向上に務めるとともに、業務改革等により効率化を図りより一層の質の向上に努められたい。以上、休会中、令和3年度川北町一般会計歳入歳出決算並びに7つの特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、全員賛成の意見にまとまりましたのでここにご報告致します。

《質疑・討論・採決》

◇議長 田中秀夫

これで常任委員長及び予算決算特別委員長の経過並びに結果の報告を終わります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論は、ありませんか。

討論なしと認めます。

これから、認定第1号から認定第8号及び議案第29号から議案第33号までを一括して採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

認定第1号から認定第8号及び議案第29号から議案第33号までは、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(起立9名)

起立全員です。ご着席ください。

したがって、認定第1号から認定第8号及び議案第29号から議案第33号までは、委員長の報告のとおり可決されました。

《閉議・閉会》

◇議長 田中秀夫

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しましたので、令和4年第3回川北町議会定例会を閉会します。

これにて散会します。

(午前11時26分)